

改 正 案		
(空中線電力の表示)		
第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。		
記 号		空 中 線 電 力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
(略)	(略)	(略)
D		(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型及び設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力（ P_V ） (2) その他のものにあつては搬送波電力（ P_Z ）
(略)	(略)	(略)
2・3 (略)		
(免許を要しない無線局)		
第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。		
一、二 (略)		
2・3 (略)		
4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとす。		

現 行		
(空中線電力の表示)		
第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。		
記 号		空 中 線 電 力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
(略)	(略)	(略)
D		(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットF型及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型の無線設備にあつては平均電力（ P_V ） (2) その他のものにあつては搬送波電力（ P_Z ）
(略)	(略)	(略)
2・3 (略)		
(免許を要しない無線局)		
第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。		
一、二 (略)		
2・3 (略)		
4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとす。		

る。

一、六 (略)

七 狭域通信システムの陸上移動局（Ａ―Ｄ又はＧ―Ｄ電波による五・八一^{CHz}、五・八二〇^{CHz}、五・八二五^{CHz}、五・八三〇^{CHz}、五・八三五^{CHz}、五・八四〇^{CHz}又は五・八四五^{CHz}の周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下である陸上移動局をいう。以下同じ。）及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局（狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験若しくは調整を行うための無線通信を行う無線局であつて、Ａ―Ｄ又はＧ―Ｄ電波による五・七七五^{CHz}、五・七八〇^{CHz}、五・七八五^{CHz}、五・七九〇^{CHz}、五・七九五^{CHz}、五・八〇〇^{CHz}又は五・八〇五^{CHz}の周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇〇一ワット以下であるものをいう。）

八 (略)

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 電気通信業務を行うことを目的にする固定局

設備規則第五十八条の二の十三第一項に規定する技術基準

二、九 (略)

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 固定局（単一通信路のもの及び設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められているもの（いずれも他の固定局の送信を制御するものを除く。）並びに設備規則第五十八条の二の十三においてその無線設備の条件が定められているものに限る。）

二、二十一 (略)

る。

一、六 (略)

七 Ａ―Ｄ電波五・八三五^{CHz}又は五・八四五^{CHz}の周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの（以下「有料道路自動料金収受システムの陸上移動局」という。）

八 (略)

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 電気通信業務を行うことを目的にする固定局

設備規則第五十八条の二の十二第一項に規定する技術基準

二、九 (略)

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 固定局（単一通信路のもの（他の固定局の送信を制御するものを除く。）及び設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められているものに限る。）

二、二十一 (略)

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案
目次
第一章～第三章（略）
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
第一節～第四節の二十三（略）
第四節の二十四 <u>狭域通信システムの無線局等の無線設備（第四十九条の二十六）</u>
第四節の二十五～第八節（略）
第九節 五四 ^{MHz} 以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備（第五十八条の二の三～ <u>第五十八条の二の十二</u> ）
第十節 加入者系無線アクセス通信を使用して通信系を構成する固定局の無線設備又は加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備（ <u>第五十八条の二の十三</u> ）
第五章（略）
附則（略）
（スプリアス発射の強度の許容値）
第七条 スプリアス発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。
1～9（略）
10 次に掲げる送信設備のスプリアス発射の強度は、第一項及び第四項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より六〇デシベル以上低い値又は二・五マイクロワット以下である値を許容値とする。
一・二（略）
三 <u>市町村デジタル防災無線通信（一の市町村又は特別区の区域の範囲内の地域において防災行政事務を行うことを目的として開設された固定局であつて変調方式が一六値直交振幅変調であるもの相互間で行われる無線通信をいう。以下同じ。）を行う固定局の送信設備であつて、五四^{MHz}を超え七〇^{MHz}以下の周波数の電波を使用するもの</u>

現行
目次
第一章～第三章（略）
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
第一節～第四節の二十三（略）
第四節の二十四 <u>有料道路自動料金収受システムの陸上移動局又は有料道路自動料金収受システムの基地局の無線設備（第四十九条の二十六）</u>
第四節の二十五～第八節（略）
第九節 五四 ^{MHz} 以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備（第五十八条の二の三～ <u>第五十八条の二の十一</u> ）
第十節 加入者系無線アクセス通信を使用して通信系を構成する固定局の無線設備又は加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備（ <u>第五十八条の二の十二</u> ）
第五章（略）
附則（略）
（スプリアス発射の強度の許容値）
第七条 スプリアス発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。
1～9（略）
10 次に掲げる送信設備のスプリアス発射の強度は、第一項及び第四項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より六〇デシベル以上低い値又は二・五マイクロワット以下である値を許容値とする。
一・二（略）

14 11
 13 (略)

基本周波数の平均電力が一ワット以下の送信設備（一五六 MHz を超え一七四 MHz 以下の周波数の電波を使用する船上通信設備及び第八項の送信設備を除く。）のスーパーアス発射の強度の許容値は、前各項の規定にかかわらず次の各号に定めるとおりとする。

一 四 (略)

五 三三五・四 MHz を超え四七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する送信設備（第七項の送信設備、コードレス電話の無線局の送信設備、特定小電力無線局の送信設備、小電力セキュリティシステムの無線局の送信設備及び多重通信路の送信設備を除く。）、狭域通信システムの陸上移動局（施行規則第六条第四項第七号の狭域通信システムの陸上移動局をいう。以下同じ。）、狭域通信システムの基地局（五・七七〇 GHz を超え五・八一〇 GHz 以下の周波数の電波を使用し、狭域通信システムの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。）及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局（施行規則第六条第四項第七号の狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備並びに第九項各号、第十項各号及び第十一項各号の送信設備のスーパーアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスーパーアス発射の平均電力が二五マイクロワット以下である値とする。

六・七 (略)

八 市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備であつて五四 MHz を超え七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するもののスーパーアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスーパーアス発射の平均電力が二五マイクロワット以下である値とする。

九 その他の送信設備のスーパーアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスーパーアス発射の平均電力が一〇〇マイクロワット以下である値とする。

27 (略)

14 11
 13 (略)

基本周波数の平均電力が一ワット以下の送信設備（一五六 MHz を超え一七四 MHz 以下の周波数の電波を使用する船上通信設備及び第八項の送信設備を除く。）のスーパーアス発射の強度の許容値は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

一 四 (略)

五 三三五・四 MHz を超え四七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する送信設備（第七項の送信設備、コードレス電話の無線局の送信設備、特定小電力無線局の送信設備、小電力セキュリティシステムの無線局の送信設備及び多重通信路の送信設備を除く。）、有料道路自動料金収受システムの基地局（五・七九〇 GHz を超え五・八一〇 GHz 以下の周波数の電波を使用し、有料道路自動料金収受システムの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。）の送信設備並びに第九項各号、第十項各号及び第十一項各号の送信設備のスーパーアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスーパーアス発射の平均電力が二五マイクロワット以下である値とする。

六・七 (略)

八 その他の送信設備のスーパーアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスーパーアス発射の平均電力が一〇〇マイクロワット以下である値とする。

27 (略)

(選択呼出装置等)

第九条の二 次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術的条件に適合するものを装置しなければならない。

無線局	装置
(略)	(略)
陸上移動業務の無線局（PHSの陸上移動局を除く。）、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局	呼出名称記憶装置又は自動識別装置
(略)	(略)

二 六 (略)

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

- 一 八 (略)
- 九 狭域通信システムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局は、施行規則第六条の二第二号に規定する混信防止機能
- 十 (略)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
一 十 (略)	略	略
十一 次に掲げる送信設備		

(選択呼出装置等)

第九条の二 次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術的条件に適合するものを装置しなければならない。

無線局	装置
(略)	(略)
陸上移動業務の無線局（PHSの陸上移動局及び有料道路自動料金収受システムの陸上移動局を除く。）、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局	呼出名称記憶装置又は自動識別装置
(略)	(略)

二 六 (略)

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

- 一 八 (略)
- 九 有料道路自動料金収受システムの陸上移動局は、施行規則第六条の二第二号に規定する機能
- 十 (略)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
一 十 (略)	略	略
十一 次に掲げる送信設備		

十二 (略)	設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備 設 狭域通信システムの陸上移動局の無線 備 狭域通信システムの基地局の送信設備 道路交通情報通信を行う無線局の送信設備	二〇	五〇
---------------	--	-----------	-----------

2. 3 (留)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四十ワット以下でなければならない。

255 (名)

6 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ総務大臣が別に告示する値とする。

759 (名)

(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の三 (略)

| (留)

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、基地局の送信装置にあつては四相位相変調、陸上移動局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調又はオフセット四相位相変調であること。

□ · ∠ (畺)

十二 (略)	備 (一) 道路交通情報通信を行う無線局の送信設備 □ 有料道路自動料金収受システムの基地局の送信設備	二〇	五〇
--------	--	----	----

2. 3 (ㄱ)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四サノワット以下でなければならない。

255 (五)

6 有料道路自動料金収受システムの陸上移動局及び有料道路自動料金収受システムの基地局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ総務大臣が別に告示する値とする。

759 (名)

(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の三 (略)

1 (留)

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、基地局の送信装置にあつては四相位相変調、陸上移動局の送信装置にあつてはオフセット四相位相変調であること。

□ . < (留)

二 テータ伝送速度は、総務大臣が別に告示する可変速度とすること。

2 (略)

第四節の二十四 狭域通信システムの無線局等の無線設備

(狭域通信システムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十六 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局又は狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、時分割多重方式を使用する単向通信方式、半複信方式又は複信方式であること。

二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備その他総務大臣が別に告示するものについてはこの限りでない。

三 送信装置の条件

イ 変調方式は、ASK方式又は四相位相変調方式であること。

ロ 変調信号は次のとおりであること。

(1) 符号形式は、ASK方式では送信する信号の各ビットの中間点で信号の極性が反転するスプリットフエーズ符号であること。

(2) 信号送信速度は、ASK方式では毎秒一、〇二四キロビット、四相位相変調方式では毎秒四、〇九六キロビット（許容偏差は、百万分の一〇〇とする。）であること。

ハ 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から五 $\frac{\text{MHz}}{100}$ 離れた周波数の（±）二・二 $\frac{\text{MHz}}{100}$ の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より三〇デシベル以上低い値であり、搬送波の周波数から一〇 $\frac{\text{MHz}}{100}$ 離れた周波数の（±）二・二 $\frac{\text{MHz}}{100}$ の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

2 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

二 音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度は、総務大臣が別に告示する可変速度とすること。

2 (略)

第四節の二十四 有料道路自動料金収受システムの陸上移動局又は有料道路自動料金収受システムの基地局

(有料道路自動料金収受システムの陸上移動局又は有料道路自動料金収受システムの基地局の無線設備)

第四十九条の二十六 有料道路自動料金収受システムの陸上移動局又は有料道路自動料金収受システムの基地局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、時分割多重方式を使用する単向通信方式、半複信方式又は複信方式であること。

二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備その他総務大臣が別に告示するものについてはこの限りでない。

三 送信装置の条件

イ 変調方式は、ASK方式であること。

ロ 変調信号は次のとおりであること。

(1) 符号形式は、送信する信号の各ビットの中間点で信号の極性が反転するスプリットフエーズ符号であること。

(2) 信号送信速度は、毎秒一、〇二四キロビット（許容偏差は、百万分の一〇〇とする。）であること。

ハ 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から一〇 $\frac{\text{MHz}}{100}$ 離れた周波数の（±）四 $\frac{\text{MHz}}{100}$ の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

2 有料道路自動料金収受システムの陸上移動局の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 送信空中線は、その絶対利得が一〇デシベル以下であること。
 - 二 送信装置の搬送波を送信していないときの漏えい電力は二・五マイクロワット以下であること。
- 3 狭域通信システムの基地局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
- 一 送信装置の空中線電力は、〇・三ワット以下であること。
 - 二 送信空中線は、その絶対利得が一〇デシベル以下であること。
 - 三 送信装置の搬送波を送信していないときの漏えい電力は二・五マイクロワット以下であること。
- 4 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
- 一 送信空中線は、その絶対利得が一〇デシベル以下であること。
 - 二 送信装置の搬送波を送信していないときの漏えい電力は二・五マイクロワット以下であること。
- (六〇^{MHz} 帯の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備)
- 第五十八条の二の十二 五四^{MHz} を超え七〇^{MHz} 以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
- 一 通信方式は、時分割多重方式又は時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。
 - 二 変調方式は、一六値直交振幅変調方式であること。
 - 三 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から一五^{MHz} 離れた周波数の(±)R (Rは、変調信号の伝送速度の八分の一の値とする。)の帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より、空中線電力が一ワット以下の無線局の場合は四五デシベル以上低い値、空中線電力が一ワットを超える無線局の場合は五五デシベル陸上移動局ベル以上低い値又は三二マイクロワット以下の値であること。

- 一 送信空中線は、その絶対利得が一〇デシベル以下であること。
 - 二 送信装置の搬送波を送信していないときの漏えい電力は、二・五マイクロワット以下であること。
- 3 有料道路自動料金収受システムの基地局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
- 一 送信装置の空中線電力は、〇・三ワット以下であること。
 - 二 送信空中線は、その絶対利得が一〇デシベル以下であること。
 - 三 送信装置の搬送波を送信していないときの漏えい電力は二五マイクロワット以下であること。

第十節 加入者系無線アクセス通信を使用して通信系を構成する固定局の無線設備又は加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備

(一、九〇〇MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局又は一、九〇〇MHz 帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備)

第五十八条の二の十三 一、九〇〇MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局であつて、端末設備又は自営電気通信設備と接続するものの無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一、三 (略)

別表第一号 (第五条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHz を付したものを除き、百万分率)
1～9 (略)	(略)	(略)

注 1～17 (略)

18 54MHz を超え 470MHz 以下の周波数の電波を使用する多重通信路の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備 $3(10^{-6})$

(4) (1)、(2) 及び (3) に掲げるもの以外のもの $20(10^{-6})$

19～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(13) (略)

(14) 5.770GHz を超え 5.850GHz 以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

第十節 加入者系無線アクセス通信を使用して通信系を構成する固定局の無線設備又は加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備

(一、九〇〇MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局又は一、九〇〇MHz 帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備)

第五十八条の二の十二 一、九〇〇MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局であつて、端末設備又は自営電気通信設備と接続するものの無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一、三 (略)

別表第一号 (第五条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHz を付したものを除き、百万分率)
1～9 (略)	(略)	(略)

注 1～17 (略)

18 54MHz を超え 470MHz 以下の周波数の電波を使用する多重通信路の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) (1) 及び (2) に掲げるもの以外のもの $20(10^{-6})$

19～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(13) (略)

(14) 5.790GHz を超え 5.810GHz 以下の周波数の電波を使用する有料道路自動料金収受システムの基地局 $20(10^{-6})$

ア 狭域通信システムの基地局

(ア) A S K 変調方式を用いるもの 20(10⁻⁶)

(イ) _____ (ア) に掲げるもの以外のもの
5(10⁻⁶)

イ 狭域通信システムの陸上移動局

(ア) A S K 変調方式を用いるもの

50(10⁻⁶)

(イ) _____ (ア) に掲げるもの以外のもの
20(10⁻⁶)

ウ 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信
等を行う無線局 5(10⁻⁶)

(15)～(20) (略)

32～44 (略)

別表第二号（第6条関係）

第1～第42 (略)

第43 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域
通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の
無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわ
らず、4.4MHzとする。

第44・45 (略)

第46 54MHz を超え 70MHz 以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防
災無線通信を行う固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1
から第4までの規定にかかわらず、15kHz とする。

31(15)～(20) (略)

32～44 (略)

別表第二号（第6条関係）

第1～第42 (略)

第43 有料道路自動料金収受システムの陸上移動局及び有料道路自動料金収
受システムの基地局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第
4までの規定にかかわらず、8MHzとする。

第44・45 (略)

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定無線設備） 第二条 法第三十八条の二第一項に規定する特定無線設備は、次のとおりとする。 一 三十一 （略） 三十二 <u>狭域通信システム</u>の陸上移動局（施行規則第六条第四項第七号の<u>狭域通信システム</u>の陸上移動局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備 三十三 設備規則第四十九条の二十六第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている<u>狭域通信システム</u>の基地局に使用するための無線設備 三十三の二 <u>狭域通信システム</u>の陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局（施行規則第六条第四項第七号の<u>狭域通信システム</u>の陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備 三十四 設備規則第五十八条の二の十三第一項においてその無線設備の条件が定められている一、九〇〇^{MHz} 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局に使用するための無線設備 三十五 設備規則第五十八条の二の十三第二項においてその無線設備の条件が定められている一、九〇〇^{MHz} 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局に使用するための無線設備（次号及び第三十七号に掲げるものを除く。） 三十六 設備規則第五十八条の二の十三第二項においてその無線設備の条件が定められている一、九〇〇^{MHz} 帯加入者系無線アクセス通信を中継する固定局に使用するための無線設備 三十七 設備規則第五十八条の二の十三第二項においてその無線設備の条件が定められている一、九〇〇^{MHz} 帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備 三十八 （略） 三十九 <u>設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている市町村デジタル防災無線通信を行う固定局に使用するための無線設備</u>	（特定無線設備） 第二条 法第三十八条の二第一項に規定する特定無線設備は、次のとおりとする。 一 三十一 （略） 三十二 <u>有料道路自動料金収受システム</u>の陸上移動局（施行規則第六条第四項第七号に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備 三十三 設備規則第四十九条の二十六第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている<u>有料道路自動料金収受システム</u>の基地局に使用するための無線設備 三十四 設備規則第五十八条の二の十二第一項においてその無線設備の条件が定められている一、九〇〇^{MHz} 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局に使用するための無線設備 三十五 設備規則第五十八条の二の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている一、九〇〇^{MHz} 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局に使用するための無線設備（次号及び第三十七号に掲げるものを除く。） 三十六 設備規則第五十八条の二の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている一、九〇〇^{MHz} 帯加入者系無線アクセス通信を中継する固定局に使用するための無線設備 三十七 設備規則第五十八条の二の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている一、九〇〇^{MHz} 帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備 三十八 （略）

(指定の図式)

第八条 法第三十八條の二第二項の總務省令で定める図式(以下「図式」とする。)は、次のとおりとする。
一～三十七 (略)

三十七の二 第三條第三十三号の二に掲げる無線設備

三十八～四十二 (略)

四十三 第三條第三十九号に掲げる無線設備

別表第二号 工事設計書の様式(第3条、第22条、第31条及び第48条関係)
(承認証明機関がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

第1 陸上移動局(PHSの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局を除く。)、携帯局、第二条第一号に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同条第六号に規定する構内無線局、同条第十号の二、同条第十号の三、同条第十一号の二、同条第十一号の四、同条第十一号の七、同条第十一号の八若しくは同条第十五号に規定する基地局、周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同条第十六号、同条第十七号、同条第十八号、同条第二十四号若しくは同条第三十九号に規定する固定局、同条第二十号に規定するデジタル指令局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若しくはPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同条第二十七号に規定する特別業務の局又は狭域通信システムの基地局に使用するための無線設備の工事設計書

工事設計書 (略)

注1～12 (略)

第2 (略)

第3 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及びワイヤレスカードシステムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(指定の図式)

第八条 法第三十八條の二第二項の總務省令で定める図式(以下「図式」とする。)は、次のとおりとする。
一～三十七 (略)

三十八～四十二 (略)

別表第二号 工事設計書の様式(第3条、第22条、第31条及び第48条関係)
(承認証明機関がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

第1 陸上移動局(PHSの陸上移動局及び有料道路自動料金収受システムの陸上移動局を除く。)、携帯局、第二条第一号に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同条第六号に規定する構内無線局、同条第十号の二、同条第十号の三、同条第十一号の二、同条第十一号の四、同条第十一号の七、同条第十一号の八若しくは同条第十五号に規定する基地局、周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同条第十六号、同条第十七号、同条第十八号若しくは同条第二十四号に規定する固定局、同条第二十号に規定するデジタル指令局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若しくはPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同条第二十七号に規定する特別業務の局又は有料道路自動料金収受システムの基地局に使用するための無線設備の工事設計書

工事設計書 (略)

注1～12 (略)

第2 (略)

第3 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、有料道路自動料金収受システムの陸上移動局及びワイヤレスカードシステムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工事設計書（略）			
注 1～11（略）			
第 4（略）			
別表第三号 技術基準適合証明の審査及び証明の審査（第四条、第十一条、第三十二 条及び第四十一条関係）			
一 技術基準適合証明の審査及び証明の審査は、次の掲げるところにより行うも のとする。			
(1) (2)（略）			
(3)（略）			
ア（略）			
置 装	一		
		四 実 施 区 分	
二 試験項目		(略)	八 第
			三 第 条
		(略)	八 第
			三 第 条
三 測定器等		(略)	八 第
			四 第 条
			四 第 条

工事設計書（略）			
注 1～11（略）			
第 4（略）			
別表第三号 技術基準適合証明の審査及び証明の審査（第四条、第十一条、第三十二 条及び第四十一条関係）			
一 技術基準適合証明の審査及び証明の審査は、次の掲げるところにより行 ものとする。			
(1) (2)（略）			
(3)（略）			
ア（略）			
置 装	一		
		四 実 施 区 分	
二 試験項目		(略)	八 第
			三 第 条
		(略)	八 第
			三 第 条
三 測定器等		(略)	八 第
			四 第 条
			四 第 条

送信						
搬送波電力	ブレエンファ ンス特性	周波数偏移又 は周波数偏位	空中線電力	スプリアス発 射の強度	幅 占有周波数帯	周波数
低周波発振器 スペクトル分 析器	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 直線検波器	電力計、電界 強度測定器又 はスペクトル 分析器	低周波発振器 スプリアス電 力計又はスペ クトル分析器	疑似音声発生 器又は疑似信 号発生器 バンドメータ 又はスペクト ル分析器	周波数計又は スペクトル分 析器
			○	○	○	○
			○	○	○	○
			○	○	○	○
			○	○	○	○

送信						
搬送波電力	ブレエンファ ンス特性	周波数偏移又 は周波数偏位	空中線電力	スプリアス発 射の強度	幅 占有周波数帯	周波数
低周波発振装 置 スペクトル分 析器	低周波測定器 直接検波器	低周波発信器 直線検波器	電力計、電界 強度測定器又 はスペクトル 分析器	低周波発信器 スプリアス電 力計又はスペ クトル分析器	疑似音声発生 器又は疑似信 号発生器バン ドメーター又 はスペクトル 分析器	周波数計又は スペクトル分 析器
			○	○	○	○
			○	○	○	○

装	置					
	送信速度	副次的に発する電波等の限度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音
総合周波数特性	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計
低周波発振器電力計						
	○	○	○	○		
	○	○	○	○		
	○	○				
	○	○		○		

装	置					
	送信速度	副次的に発する電波等の限度	搬送波を送信しないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音
総合周波数特性	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計
低周波数発振器電力計						
	○	○	○	○		
	○	○				

ウ 申請設備が第八条第一号に掲げる無線設備、第八条第二号に掲げる無線設備(設備規則第七条第八項に規定する航空機無線電話通信を行う携帯局に使用するためのものに限る。)又は第八条第三号、第三号の二、第三号の四から第三号の七まで、第八号、第十三号、第十四号、第十五号、第十五号の三、第十五号の五、第十五号の六、第十八号、第十八号の二、第二十四号、第二十六号、第二十九号の三、第二十九号の六、第三十二号、第三十二号の二、第三十八号若しくは第四十二号に掲げる無線設備である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申請設備の総合動作試験(設備規則第四十条の三第二項、第四十五条の十八第二項、第四十九条の六第一項第一号ハ及び二並びに第二項、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の七第一号ロ^④、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十一第二項、第四十九条の十二第二号チ及びリ並びに第三号ロ、ハ、ホ及びク、第四十九条の十三第二項、第四十九条の十五第二項、第四十九条の十八第一号イ^① から^③ まで並びにロ^② 及び^③ 、同条第二号イ^① 及び^③ から^⑤ まで、第四十九条の二十三第一号イ^① 及び^③ 、同条第二号イ^① 及び^② 、第四十九条の二十七第四号、第五十四条第一項第四号イ^⑥ 、第五十四条の三第三号から第六号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項又は第五十八条の二の十三第一項第二号チに定める条件クの適合を審査する試験をいう。)を行う。

II (略)

別表第五号 表示の様式 (第6条関係)

表示する事項は、次の様式の表示及び表示に付加する記号並びに証明番号とする。

(様式略)

注 1～4 (略)

- 5 技術基準適合証明番号、認証番号又は証明番号の最初の1文字又は2文字は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるものとする。

ウ 申請設備が第八条第一号に掲げる無線設備、第八条第二号に掲げる無線設備(設備規則第七条第八項に規定する航空機無線電話通信を行う携帯局に使用するためのものに限る。)又は第八条第三号、第三号の二、第三号の四から第三号の七まで、第八号、第十三号、第十四号、第十五号、第十五号の三、第十五号の五、第十五号の六、第十八号、第十八号の二、第二十四号、第二十六号、第二十九号の三、第二十九号の六、第三十二号、第三十二号の二、第三十八号若しくは第四十二号に掲げる無線設備である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申請設備の総合動作試験(設備規則第四十条の三第二項、第四十五条の十八第二項、第四十九条の六第一項第一号ハ及び二並びに第二項、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の七第一号ロ^④、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十一第二項、第四十九条の十二第二号チ及びリ並びに第三号ロ、ハ、ホ及びク、第四十九条の十三第二項、第四十九条の十五第二項、第四十九条の十八第一号イ^① から^③ まで並びにロ^② 及び^③ 、同条第二号イ^① 及び^③ から^⑤ まで、第四十九条の二十三第一号イ^① 及び^③ 、同条第二号イ^① 及び^② 、第四

十九条の二十七第四号、第五十四条第一項第四号イ^⑥、第五十四条の三第三号から第六号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項又は第五十八条の二の十三第一項第二号チに定める条件クの適合を審査する試験をいう。)を行う。

II (略)

別表第五号 表示の様式 (第6条関係)

表示する事項は、次の様式の表示及び表示に付加する記号並びに証明番号とする。

(様式略)

注 1～4 (略)

- 5 技術基準適合証明番号、認証番号又は証明番号の最初の1文字又は2文字は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるものとする。

特定無線設備の種別	記 号
(略)	(略)
第 8 条 第 3 7 号に掲げる無線設備	<u>D Y</u>
第 8 条 第 3 7 号の 2 に掲げる無線設備	<u>F X</u>
(略)	(略)
第 8 条 第 4 2 号に掲げる無線設備	<u>W C</u>
第 8 条 第 4 3 号に掲げる無線設備	<u>G X</u>

特定無線設備の種別	記 号
(略)	(略)
第 8 条 第 3 7 号に掲げる無線設備	<u>D Y</u>
(略)	(略)
第 8 条 第 4 2 号に掲げる無線設備	<u>W C</u>